

盛土規制法

新潟市域における

許可申請の手引き

第4版

令和7年11月

新潟市都市政策部都市計画課

<改訂履歴>

版数	改訂日	改定箇所	改定内容
第1版	令和7年7月4日		初版発行
第2版	令和7年7月18日	全般 2-6 2-7 4-4(1) 4-4(2) 4-4(3) 6-1(1) 6-2(1) 6-3	・区域指定に伴う字句修正 ・刑法改正に伴い懲役を拘禁刑に修正 ・追加 ・②・③を修正 ・表4-7を修正 ・表4-8を修正 ・表6-1を修正 ・表6-5を修正 ・表6-8を修正
第3版	令和7年8月12日	全般 4-2 6-2(2)	・区域指定日をまたぐ工事の届出期間終了に伴う字句訂正 ・表4-1を修正 ・表6-6を修正
第4版	令和7年11月26日	2-2 4-4(1) 4-4(2) 4-5 5-3 6-1(1)	・高さについて追記 ・⑥及び⑦を追加(以下番号修正) ・⑧を修正 ・表4-6に注3を追記 ・注2に追記 ・表5-4を修正 ・表6-1を修正

目次

1 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の趣旨.....	2
1-1 盛土規制法の目的	2
1-2 用語の定義.....	2
1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域.....	5
2 工事の許可等.....	6
2-1 手続きの可否の判定	6
2-2 宅地造成等工事規制区域における許可を要する工事の規模	7
2-3 特定盛土等規制区域における許可又は届出を要する工事の規模	8
2-4 その他の届出を要する工事	9
2-5 許可及び届出を要しない工事	9
2-6 手続きの一覧.....	13
2-7 申請・届出時(後)に課される内容.....	15
3 工事の技術的基準及び設計者資格.....	16
3-1 土地の形質変更に関する工事の技術的基準	16
3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準.....	17
3-3 資格を有する者の設計が必要となる工事、設計者資格.....	18
4 工事の許可申請等	19
4-1 申請から完了までの手続きの流れ.....	19
4-2 事前相談	21
4-3 土地所有者等及び周辺住民への周知	22
4-4 許可申請書作成要領.....	24
4-5 書類提出先及び提出部数	32
4-6 標準処理期間	32
4-7 許可申請等手数料.....	33
5 工事の許可後における留意事項.....	35
5-1 許可の通知.....	35
5-2 標識の掲示	36
5-3 検査・定期報告.....	37
5-4 変更許可申請	40
6 その他手続きを要する工事	41
6-1 特定盛土等規制区域における小規模工事の届出	41
6-2 擁壁等の全部または一部の除去工事の届出.....	42
6-3 公共施設用地の転用に関する届出.....	44
6-4 区域指定日をまたぐ工事に関する届出	44
7 事例紹介	45

本手引きは、新潟市における宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく許可申請に係る運用を明確化したものであり、申請手続きの参考として活用してもらうことが目的です。

新潟市では、令和 7 年 7 月 18 日に規制区域を指定(盛土規制法の運用を開始)しました。

今後、都市計画の変更等により区域が見直される場合があります。区域指定日をまたぐ工事(区域指定の際に既に行われている工事)の取扱いについては、別冊「新潟市域における届出の手引き(区域指定日をまたぐ工事の届出)」をご確認ください。

(※新潟県(新潟市を除く)においては、本手引きの取扱いとは異なりますので、新潟県土木部都市局都市政策課にお問合せください。)

本手引きでは、以下のとおり用語を省略します。

法 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
政令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)
省令 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)
細則 新潟市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(令和 7 年 7 月 8 日新潟市規則第 56 号)

<規制対象行為と必要な手続き>

区域	行為	届 出	許 可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

1 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の趣旨

1-1 盛土規制法の目的

盛土規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制(一部届出制)として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1-2 用語の定義

(1)土地の区分(法第2条)

盛土規制法における土地の区分の定義は、図1-1に示すとおりです。

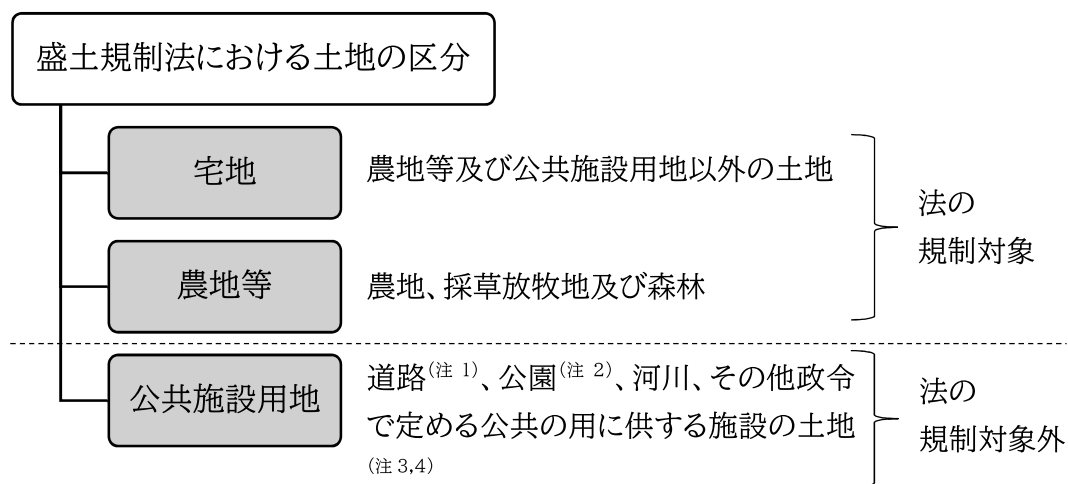


図1-1 盛土規制法における土地の区分

注1:国又は地方公共団体が管理又は監督する道路をいいます。

注2:都市公園による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や、自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設のことをいいます。

注3:道路、公園、河川以外の公共施設用地は、表2-4を参照のこと。

注4:公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

(2) 工事の区分(法第 2 条)

盛土規制法における行為の区分の定義は、表1-1に示すとおりです。

表1-1 盛土規制法における行為の区分

土地の形質変更	宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土又は切土
	特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土又は切土で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地に対して災害を発生させるおそれ大きいもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積 注：一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り、残土の埋め立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。	

注：上記はいずれも政令第3条及び第4条で定めるものをいいます。

本手引きにおいては、「盛土、切土又は土石の堆積」を総称して「盛土等」と記載します。

(3) 崖、擁壁等(政令第 1 条、第 6 条)

盛土規制法における「崖」、「擁壁等」の定義は、表1-2に示すとおりです。

表1-2 盛土規制法における崖、擁壁等の定義

崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く。)をいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設(鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

盛土規制法における「工事主」とは、「盛土等に関する工事の発注者又は請負契約によらずに自らその工事をする者」をいいます。工事主が許可申請や届出等の手続きを行う必要があります。

パターン①

建売業者 (工事主)

請負契約

建設業者

●●●工事の許可(届出)済標識
工事主(佐野氏)
許可番号
許可年月日
工事種別
図面添付等
.....
工事所長連絡先

宅地造成地

標識の設置

パターン②

開発事業者

建設業者 (工事主)

請負契約

搬入

開発現場

土士の仮置き場

立ち入り禁止

●●●工事の許可(届出)済標識
工事主(佐野氏)
許可番号
許可年月日
工事種別
図面添付等
.....
工事所長連絡先

土地を貸すなら、きちんと法律を守る事業者でない。

土地所有者

標識の設置

※開発事業者と建設業者との契約内容等によっては、開発事業者が工事主となる場合があります。

パターン③

開発事業者

建設業者

請負契約

搬入

開発現場

残土処分場

立ち入り禁止

●●●工事の許可(届出)済標識
工事主(佐野氏)
許可番号
許可年月日
工事種別
図面添付等
.....
工事所長連絡先

残土処分場を営むなら、盛土規制法の許可が必要だ。

残土処分事業者 (工事主)

標識の設置

図1-2 工事主のパターン

1-3 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

「宅地造成等工事規制区域(通称:宅造区域)」とは、市街地やその周辺など、宅地造成等の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとして、新潟市長が指定する区域です。

「特定盛土等規制区域(通称:特盛区域)」とは、市街地等からは離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアとして、新潟市長が指定する区域です。

新潟市における規制区域は、図1-3のとおりです。今後、都市計画の変更等により区域が見直される場合があります。最新の情報及び詳細図は新潟市ホームページからご確認ください。

新潟市 盛土規制法 🔍

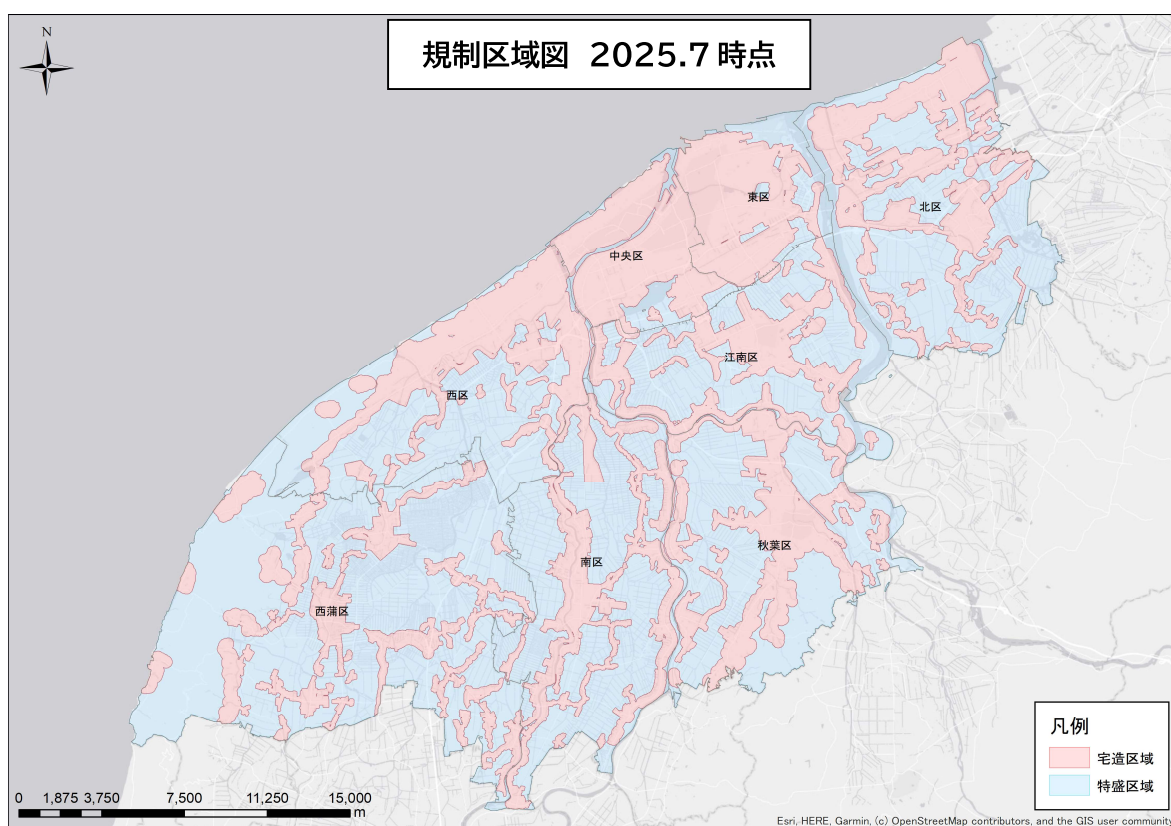


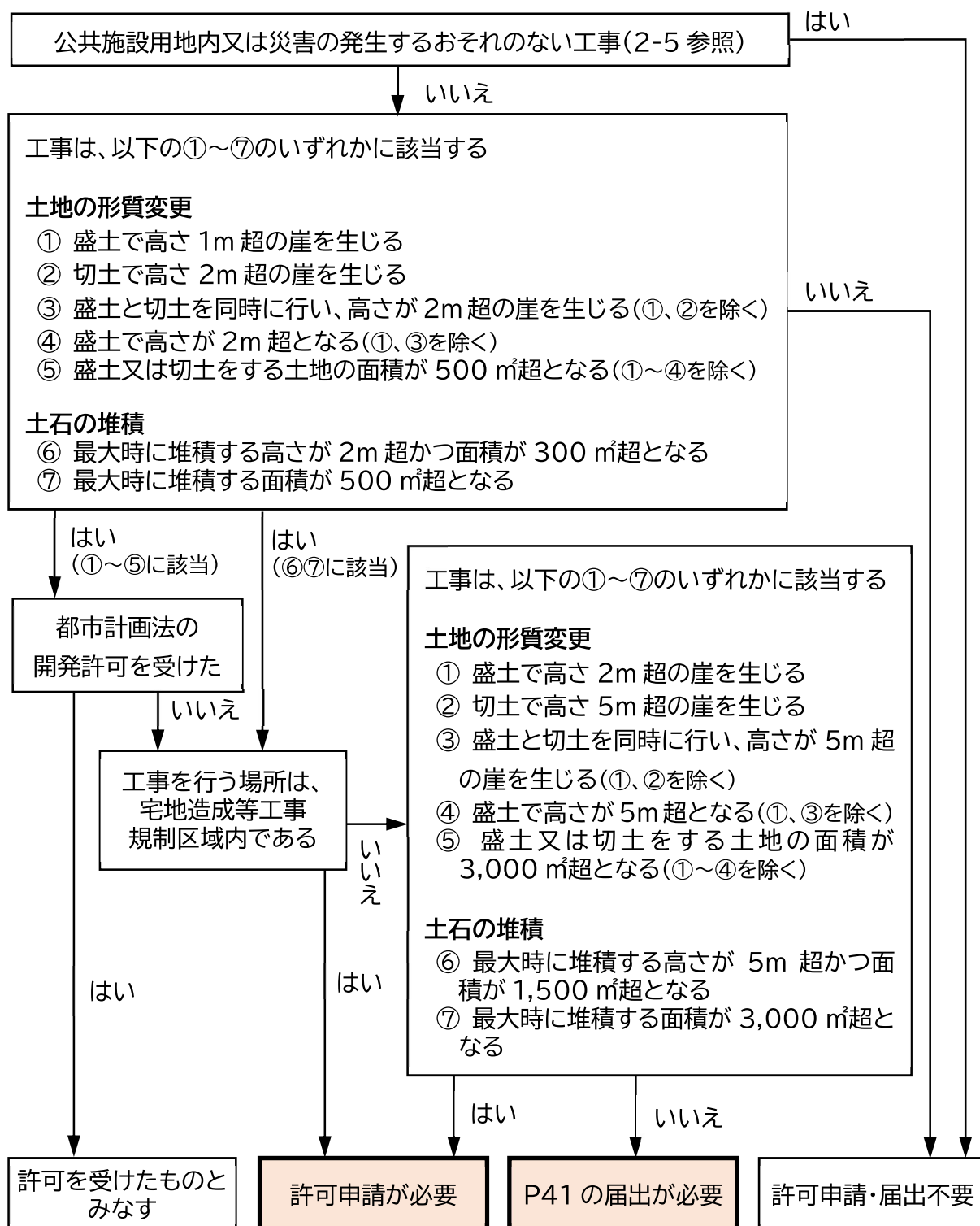
図 1-3 新潟市における規制区域

2 工事の許可等

2-1 手続きの要否の判定

図 2-1 を参照し、手続きの要否を確認してください。区域指定日前に工事着手していた場合は、別冊「新潟市域における届出の手引き(区域指定日をまたぐ工事の届出)」をご確認ください。

ただし、国又は都道府県、指定都市もしくは中核市が行う工事については、新潟市長との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。



2-2 宅地造成等工事規制区域における許可を要する工事の規模

「宅地造成等工事規制区域」内において行う工事は、法第12条第1項に基づき、表2-1において**赤文字**で示した規模を超える工事を行う場合には、新潟市長の【許可】が必要となります。

表2-1 宅地造成等工事規制区域内において許可を要する工事

赤文字 宅地造成等工事規制区域で【許可】を要する工事

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)	
イメージ図						標高差 1m 超*

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ	 高さ 面積	 面積 標高差 1m 超*

注:土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

*:⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は許可不要です。

なお、盛土規制法における盛土等の高さとは、盛土等を行った後の地盤面の最大高低差のことをいいます。

盛土と切土が混在する場合は、行為によって生ずる最大高さ(盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところとの高低差)となります。擁壁等を設置する盛土等においては、擁壁等も含めた最大高低差になります。

2-3 特定盛土等規制区域における許可又は届出を要する工事の規模

「特定盛土等規制区域」内において行う工事は、法第30条第1項に基づき、表2-2において**赤文字**で示した規模を超える場合に新潟市長の【許可】が必要となります。

また、**青文字**で示した規模を超える工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに新潟市長への【届出】が必要となります。

表2-2 特定盛土等規制区域内において許可又は届出を要する工事

赤文字 特定盛土等規制区域で【許可】を要する工事

青文字 特定盛土等規制区域で【届出】を要する工事（小規模工事という）

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

標高差
1m 超*

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超
イメージ図		

標高差
1m 超*

注：土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

*：⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は許可及び届出不要です。

2-4 その他の届出を要する工事

「宅地造成等工事規制区域」内又は「特定盛土等規制区域」内において、表2-3の工事を行う場合は、法第21条第1項、第3項、第4項、及び法第40条第1項、第3項、第4項に基づき、新潟市長への【届出】が必要となります。

表2-3 その他届出を要する工事等

対象となる工事等	対象規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事 ^(注) (区域指定日をまたいで行っている工事)	別冊「新潟市域における届出の手引き(区域指定日をまたぐ工事の届出)」参照	区域指定日から 21 日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地等に転用したとき	転用した日から 14 日以内

注：区域指定の際に既に工事現場における土地の形質変更又は土石の堆積が行われた工事を指します。

請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れや資材購入の段階では、着手とみなされません。

2-5 許可及び届出を要しない工事

盛土等に関する工事のうち、表2-4に示す工事は法の適用対象外であり、また表2-5に示す工事は、災害の発生を防止するために当該工事の実施に当たって従うべき一定の基準や行為制限が設けられているものとして、許可又は届出は不要です。不明な点は都市計画課に事前にご相談ください。

表2-4 法の適用対象外工事

区分		具体的な内容
法の適用対象外	公共施設用地 ^(注1) における工事 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項)	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
	その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの) ・その他土地利用のために土地の形質を維持する行為(例：グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷均し等)

表2-5 許可及び届出を要しない工事

区分	具体的な内容
法の許可不要工事	災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号) 【他の法令等により確認が行われるもの】 ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取^(注2) ・鉱業法に基づく鉱物の採取^(注3) ・採石法に基づく岩石の採取^(注4) ・砂利採取法に基づく砂利の採取^(注5) ・土地改良法に基づく土地改良事業等^(注6) ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等^(注7) ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却^(注8) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等^(注9) ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等^(注10) ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分^(注11) 【森林施業に必要な作業路網の整備工事】 ・森林作業道作設指針に即して作設された森林作業道、主伐時における伐採・搬出指針に即して作設された集材路、林業専用道作設指針に即して作設された林業専用道(規格相当)及びこれらの指針に示された目的のために作設された必要最小限の土場等 【応急措置工事】 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人^(注12)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 【一定規模以下の工事】 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが1mを超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが1mを超えないもの 【工事の施行に付随して行う土石の堆積^(注13)】 ・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場^(注14)又はその付近^(注15)に堆積するもの^(注16)
特例^(注17)	許可を受けたものとみなす工事 (法第15条各項、法第34条各項) ・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う^(注18)工事で、新潟市長との協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事

- 注1:公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。
- 注2:鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注3:鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 注4:採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注5:砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 注6:土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 注7:火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注8:家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 注9:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注10:土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 注11:平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 注12:地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構のことをいいます。
- 注13:「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注14:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います(図2-2参照)。特に本体工事の現場から離れた土地を現場として位置付ける場合には、許可不要である条件に合致することを客観的に確認できるようにするため、表2-6に記載の仕様の看板を設置してください。

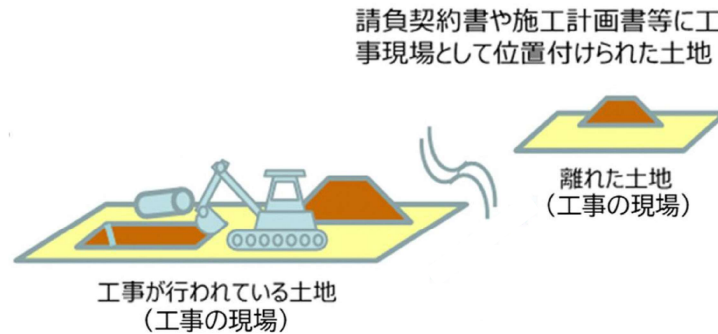


図 2-2 「工事現場」のイメージ

表2-6 工事の施行に付随して行う土石の堆積の場合に設置する看板

記載内容	・管理者の名称及び連絡先 ・本体工事工事名及び位置 ・土石の堆積期間及び搬出予定先
大きさ	・縦 25cm×横 35cm 程度以上
材質	・木板、プラスチック板等

注 15:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します(図 2-3 参照)。

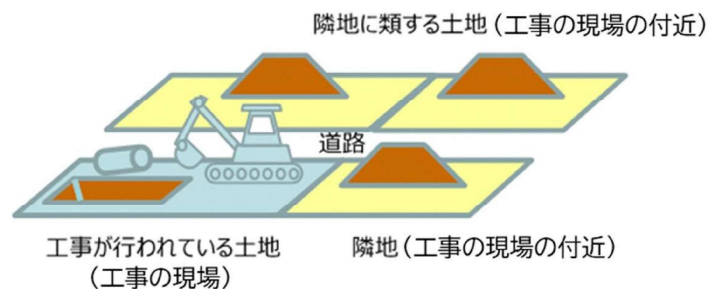


図 2-3 「工事の現場の付近」のイメージ

注 16:残土処理場や流用先との工程調整等により、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、表 2-6 に記載の仕様の看板の掲示を行ってください。

注 17:法に基づく中間検査、定期報告等は必要となり、監督処分の対象にもなり得ます。

注 18:以下の団体は、各団体の設置法施行令の「他の法令の準用」の規定により、盛土規制法において国等とみなされ、許可の特例の適用を受けます。①住宅供給公社、②土地開発公社(政令市・中核市以外の市町村のみで設立したものを除く)、③国立大学法人及び大学共同利用機関法人、④独立行政法人国立高等専門学校機構、⑤独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構)、⑥日本下水道事業団、⑦独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、⑧独立行政法人水資源機構、⑨国立研究開発法人森林研究・整備機構

2-6 手続きの一覧

工事の許可申請のほか、必要に応じて行う手続、様式の一覧は表 2-7 から表 2-8の通りです。各種様式は、新潟市ホームページで公表しています。各手続の詳細については、本手引き該当頁をご覧ください。

新潟市 盛土規制法 🔍

表 2-7 手続きの一覧①

		手続の種類	様式	手引き掲載頁
事前相談		事前相談	-	21
許可申請	当初	土地の形質変更に関する工事の許可	省令第二	24～31
		土石の堆積に関する工事の許可	省令第四	24～31
	変更	土地の形質変更に関する工事の変更許可	省令第七	40
		土石の堆積に関する工事の変更許可	省令第八	40
		軽微な変更の届出	細則第5	40
中間検査	土地の形質変更に関する工事の中間検査申請	省令第十三	37	
定期報告	土地の形質変更に関する工事の定期報告		細則第8	38
	土石の堆積に関する工事の定期報告		細則第9	38
完了検査	土地の形質変更に関する工事の完了検査申請		省令第九	39
	土石の堆積に関する工事の確認申請		省令第十一	39
標識	標識の掲示		省令第二十三、二十四	36

表 2-8 手続きの一覧②

		手続の種類	様式	手引き掲載頁
特定盛土等規制区域における 小規模工事の届出	当初	土地の形質変更に関する工事の届出	省令 第十九	41
		土石の堆積に関する工事の届出	省令 第二十	41
	変更	土地の形質変更に関する工事の変更届出	省令 第二十一	42
		土石の堆積に関する工事の変更届出	省令 第二十二	42
	完了	届出工事の完了届出	細則 第 10	42
その他の届出	当初	擁壁等に関する工事の届出	省令 第十七	42
		公共施設用地の転用の届出	省令 第十八	44
	変更	擁壁等に関する工事の変更届出	細則 第 12	43
	完了	届出工事の完了届出	細則 第 10	43

注 1:手続きを怠ると、罰則(拘禁刑 3 年以下・罰金 1,000 万円以下・法人重科 3 億円以下)が科される可能性がありますので、ご注意ください。

注 2:区域指定日をまたぐ工事(区域指定日に既に行われている工事)の届出については、別冊「新潟市域における届出の手引き(区域指定日をまたぐ工事の届出)」を参照してください。

2-7 申請・届出時(後)に課される内容

表 2-9 に記載のとおり。

表 2-9 申請・届出時(後)に課される内容

	①許可申請	②特盛区域における小規模盛土の届出	③擁壁等の除去工事の届出	④公共施設用地の転用に関する届出
	(12 条 1 項・30 条 1 項)	(27 条 1 項)	(21 条 3 項・40 条 3 項)	(21 条 4 項・40 条 4 項)
手続き期限	標準処理期間あり	着手の 30 日前まで	着手の 14 日前まで	転用した日から 14 日以内
手数料	必要	—	—	—
技術基準の適用	必要	—	—	—
中間検査	場合により必要	—	—	—
完了検査	必要	—	—	—
定期報告	場合により必要	—	—	—
標識掲示	必要	必要	—	—
罰則	3 年以下の拘禁刑 /1,000 万円以下の罰金	1 年以下の拘禁刑 /100 万円以下の罰金	6 月以下の拘禁刑 /30 万円以下の罰金	6 月以下の拘禁刑 /30 万円以下の罰金

3 工事の技術的基準及び設計者資格

新潟市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完した「盛土規制法に関する技術的基準(以下、市技術的基準)」を策定しています。詳細は、新潟市ホームページで公表しています。

新潟市 盛土規制法 🔍

3-1 土地の形質変更に関する工事の技術的基準

土地の形質変更に関する工事の技術的基準の内容は表3-1及び表3-2のとおりです。なお、詳細は別冊「新潟市域における盛土規制法に関する技術的基準」により確認願います。

表3-1 土地の形質変更に関する工事の技術的基準①

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地すべり抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について(鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による材料又は工法の擁壁について(注)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について

注：国土交通大臣による認定擁壁一覧は、国土交通省ホームページで公表されています。

表3-2 土地の形質変更に関する工事の技術的基準②

技術的基準	政令	内容
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について(石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第15条第2項	地表面の雨水その他表水からの浸食からの保護について(植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について
技術的基準全般	第20条第2項	細則による基準の強化・付加について

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は表3-3のとおりです。なお、詳細は別冊「新潟市域における盛土規制法に関する技術的基準」により確認願います。

表3-3 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について(勾配 1/10 以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

3-3 資格を有する者の設計が必要となる工事、設計者資格

資格を有する者による設計が必要となる工事と設計者資格は、表3-4のとおりです。

表3-4 資格を有する者による設計が必要となる工事と設計者資格

対象工事 (法第 13 条第2項、 政令第 21 条)	・ 高さが5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地における排水施設の設置
設計者資格 (法第 13 条第2項、 政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号)	上記の工事は、以下の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。 ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。 ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。 ⑤ 主務大臣が①～④に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。 - ア 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者 - イ 技術士(建設部門、農業部門(農業農村工学に限る)、森林部門(森林土木に限る)又は水産部門(水産土木に限る)) - ウ 一級建築士 - エ 土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者 - オ 上記以外で主務大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4 工事の許可申請等

4-1 申請から完了までの手続きの流れ

(1) 通常の申請手続きの場合(開発行為に該当しない場合)

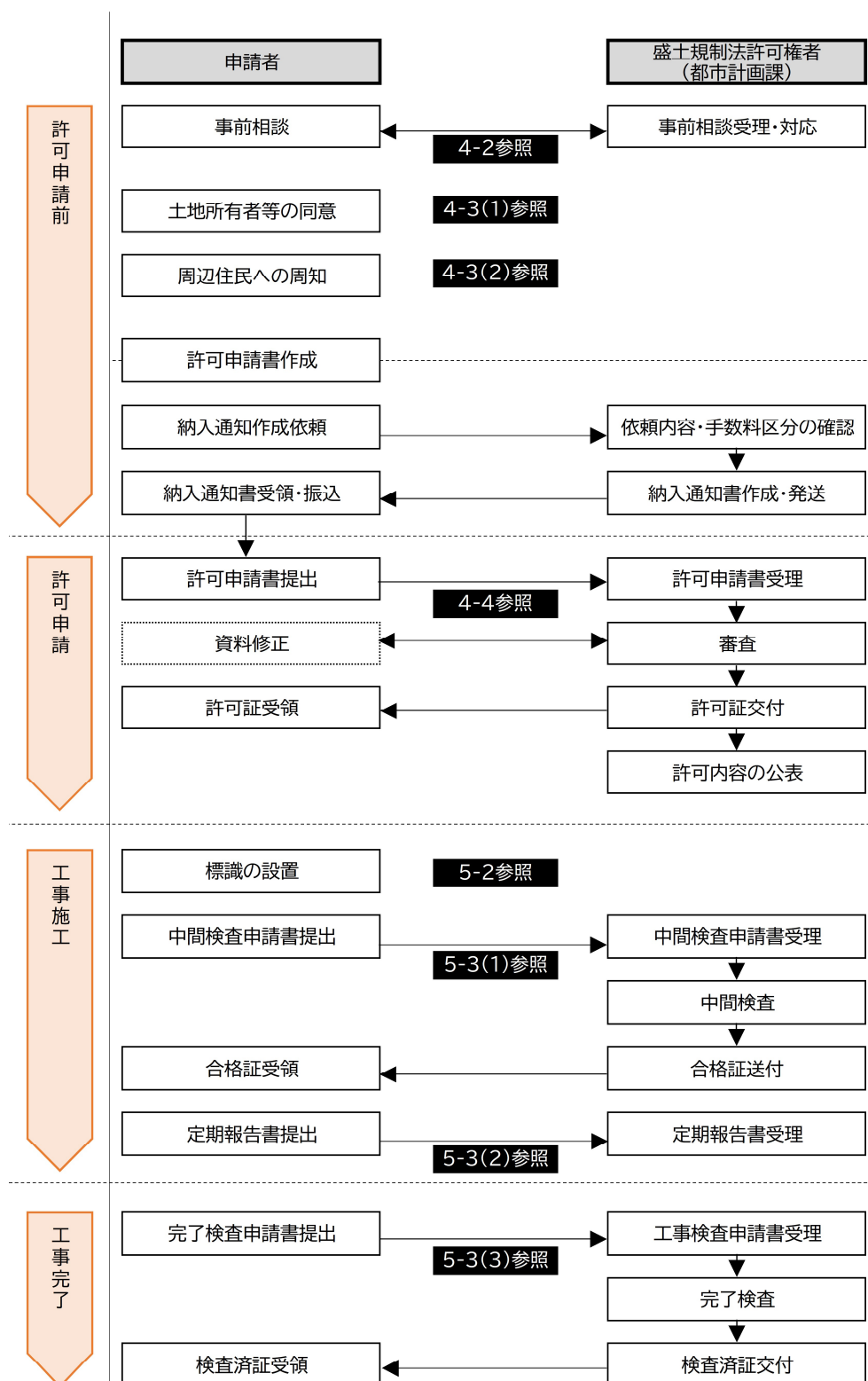


図4-1 申請手続きの流れ

(2) 都市計画法に基づく開発許可を要する場合

(開発行為に該当する場合における盛土規制法の許可みなし)

都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の規定により、一定規模の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります^(注)。

都市計画法に基づく開発許可を受けた場合、盛土規制法に基づく許可及び届出は要しませんが、盛土規制法に基づく標識の設置、中間検査及び定期報告は対象となります。

注：詳細は都市計画法に基づく開発許可の担当窓口にお問合せください。

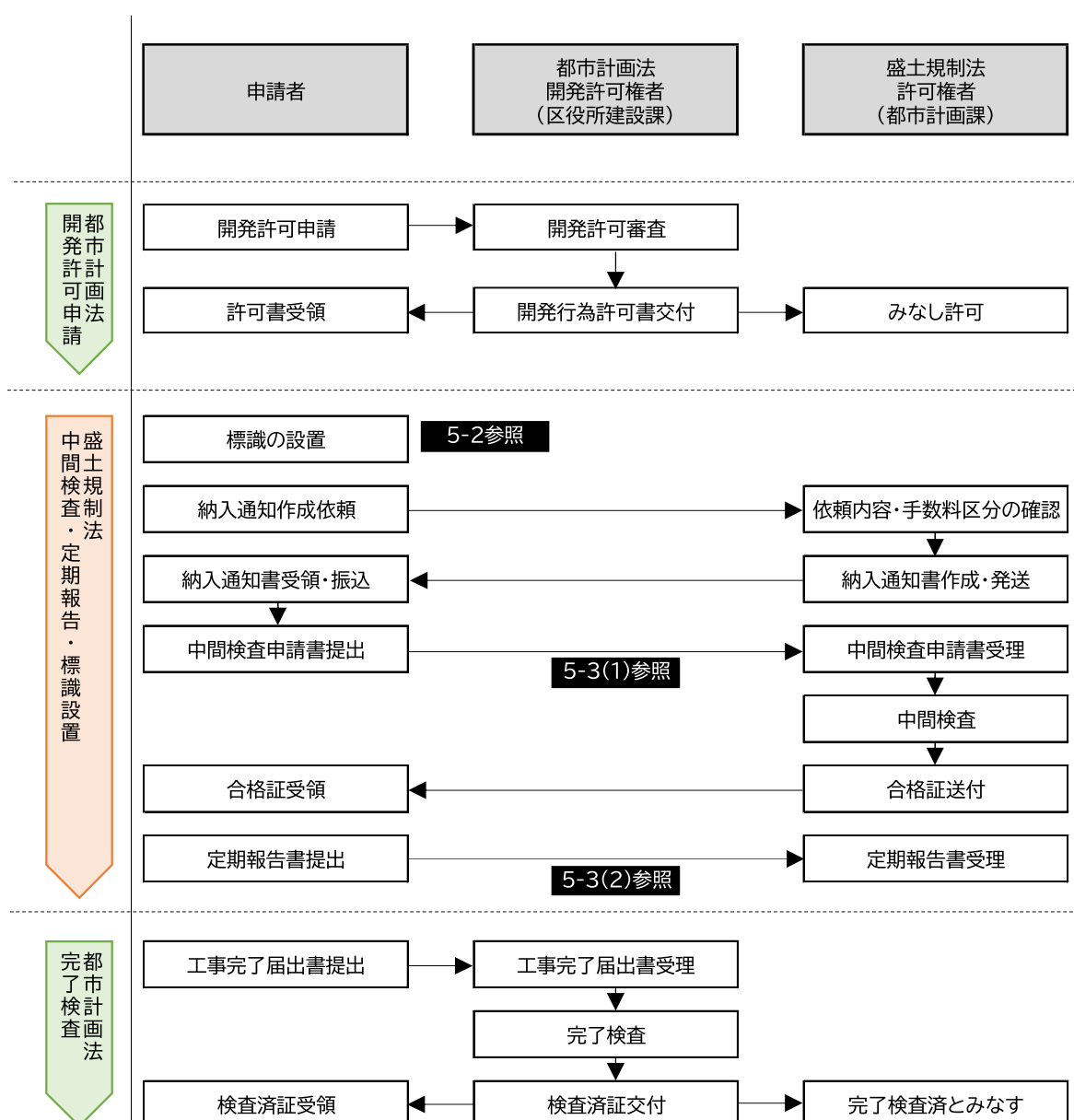


図 4-2 申請手続きの流れ(都市計画法に基づく開発許可を受ける場合)

4-2 事前相談

工事の許可申請をする前に、表4-5～4-7に示す「1及び22」の書類並びに表4-8～4-9に示す「1～4、7、8及び10」の図面を都市計画課に提出してください。規制対象要件や手数料区分の確認を行います。（申請内容の審査は本申請受理後となります。）

なお、盛土規制法の許可をもって、他法令の許可が不要になることはありません。表4-1に關係する法令等を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表4-1 關係法令の一例

法令等	主な条項	主な許可等
建築基準法	第6条第1項 第6条の2第1項	建築確認申請
森林法	第10条の2第1項 第34条第2項	林地開発許可等
地すべり等防止法	第11条第1項 第18条第1項	地すべり防止区域内の行為許可等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項	急傾斜地崩壊危険区域の行為許可
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項	特定開発行為の許可
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可
農地法	第4条第1項 第5条第1項	農地転用許可
土壤汚染対策法	第4条第1項	土壤汚染のおそれがある土地の形質変更の届出
新潟県砂防指定地等管理条例	第4条第1項 第5条第1項	砂防指定地内行為の許可等
新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱	第6条	開発行為の事前協議
新潟市景観計画		景観計画区域内行為の届出

注：表に記載の法令等に関しては、各担当部局にお問合せください。

4-3 土地所有者等及び周辺住民への周知

(1) 土地所有者等の同意取得

法第12条第2項第4号及び第30条第2項第4号に基づき、許可にあたっては、工事をしようとする土地の全ての土地所有者等^(注1)からの同意が必要です^(注2)。工事の計画について十分な説明を行い、「盛土等に係る土地使用同意書」(参考様式第1)により同意を得てください。

注1:「土地所有者等」とは、盛土等をしようとする土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者です。

注2:公共施設の整備又は土地利用の増進を図るためのものとして政令第5条第2項で規定する事業(土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業等)の施行に伴う工事を除く。

(2) 周辺住民への周知

法第11条及び第29条に基づき、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、表4-2に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。なお、表4-3の内容を含めて周知することとし、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方は表4-4のとおりです。

注: 周辺住民とのトラブル防止の観点から、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行うとともに、周辺住民や自治会に対しても十分な説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

表4-2 周辺住民への周知の方法

	方法
1	説明会の開催 ※以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合は説明会の開催が必須となります。 ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が噴出するおそれが大きい土地
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の工事施行地周辺への掲示及びインターネットを利用した閲覧

表4-3 周知する工事の具体的内容

土地の形質変更	土石の堆積
① 工事主の氏名又は名称	① 工事主の氏名又は名称
② 工事が施行される土地の所在地	② 工事が施行される土地の所在地
③ 工事施行者の氏名又は名称	③ 工事施行者の氏名又は名称
④ 工事の着手予定日及び完了予定日	④ 工事の着手予定日及び完了予定日
⑤ 盛土又は切土の高さ	⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ
⑥ 盛土又は切土をする土地の面積	⑥ 土石の堆積を行う土地の面積
⑦ 盛土又は切土の土量	⑦ 土石の堆積の最大堆積土量

表4-4 周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方

盛土等の区分	考え方(例)	参考図
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	・盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲(※参考図Lの範囲) ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離数十 m 程度の範囲 ・盛土等を行う土地が属する自治会	
腹付け盛土	・盛土法肩までの高さ h に対して、盛土法肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲(※参考図Iの範囲) ・盛土を行う土地の境界から下流方向に 50m～数百 m 程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会	
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15 m を超える盛土 ② 溪流等における盛土(①を除く) ③ 谷埋め盛土(①及び②を除く) ④ 腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲(※参考図) ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会	

4-4 許可申請書作成要領

(1)申請書作成にあたっての留意事項

許可申請書(省令様式第二、様式第四)の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

- ① 盛土等を行う土地が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為か、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為かを新潟市ホームページの規制区域図から確認し、{}内の該当する方に○を付してください。

新潟市 盛土規制法 

② 「1 工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者、または請負契約によらないで自らその工事をする者を記入してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入してください。

③ 「3 工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人、または請負契約によらないで自らその工事をする者を記入してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入してください。
- ・許可申請時に未定の場合は、決定後すみやかに届け出てください(参考様式第4)。

④ 「4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」

- ・許可申請に関連のある全ての土地について、地番まで記入してください。盛土等を行わない側溝、法面等を含みます。(考え方については、図4-3～4-5を参照のこと。)
- ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。(筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。)
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記入してください。(例:緯度 37度54分8.6秒)

⑤ 「5 土地の面積」

- ・「4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)」に記載した、許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土等を行わない側溝、法面等を含みます。(面積の考え方については、図4-3～4-5を参照のこと。)
- ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。

⑥ 「6 工事着手前の土地利用状況」

- ・宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入してください。(例:原野)

⑦ 「7 工事完了後の土地利用」

- ・宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入してください。(例:宅地(住宅建築あり))

⑧「8 盛土のタイプ」(様式第二のみ)

・盛土のタイプは次の分類から選択してください。(複数選択可)

- a) 平地盛土: 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- b) 腹付け盛土: 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- c) 谷埋め盛土: 谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑨「9 土地の地形」(様式第二のみ)

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条)

- a) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - b) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が a)の土地に類する状況を呈している土地
 - c) a)、b)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- ・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。この範囲に該当する場合は都市計画課に相談してください。

⑩「10 工事の概要」(土石の堆積(様式第四)の場合は「7 工事の概要」)

イ 盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ

・盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合の最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差を記入してください。

ロ 盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積

・実際に盛土等を行う土地の面積であって、許可対象規模や申請手数料の額を判定する面積となります。(面積の考え方については、図4-3～図4-5を参照のこと。面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時にご相談願います。)

リ 工事中の危害防止のための措置(土石の堆積(様式第四)の場合はヌ)

・工事中に第三者に危害を及ぼさないようにするために行う措置を記入してください。
(例: 工事区域内にバリケードを設置、工事車両について誘導員を配置し交通整理)

ワ 工程の概要(土石の堆積(様式第四)の場合はカ)

・工程表を添付してください。

⑪「11 その他必要な事項」(土石の堆積(様式第四)の場合は「8 その他必要な事項」)

・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

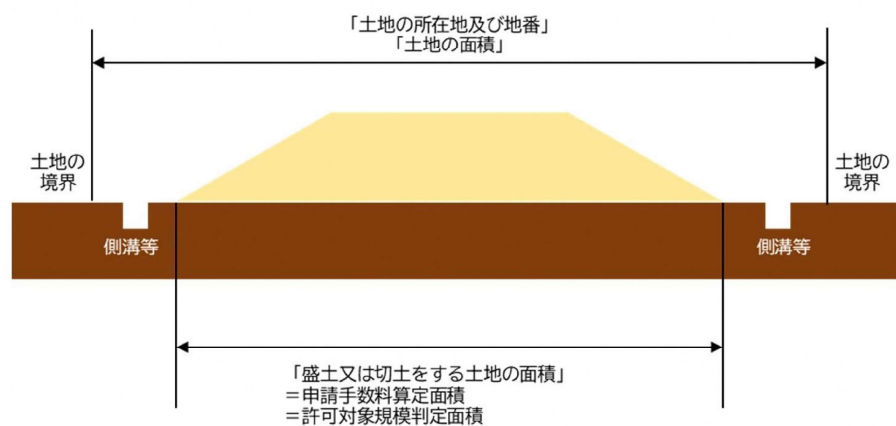


図 4-3 面積の考え方(盛土のみを行う場合)

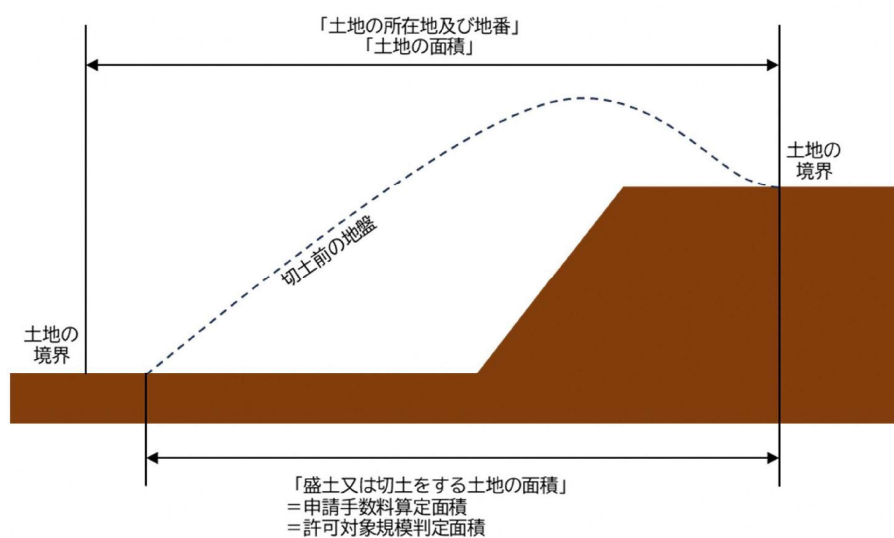


図 4-4 面積の考え方(切土のみを行う場合)

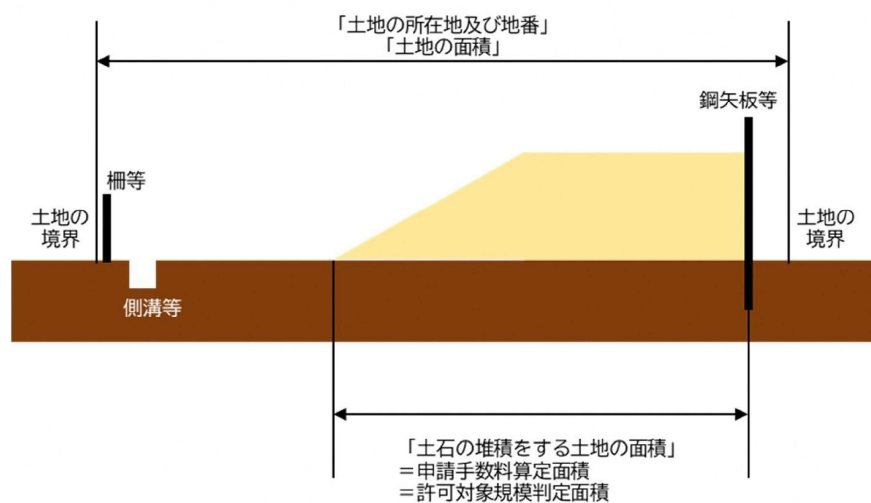


図 4-5 面積の考え方(土石の堆積を行う場合)

(2)許可申請に必要な書類

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、工事の許可申請に必要な書類は表4-5～表4-7のとおりです。なお、必要によりその他の書類の添付を求める場合があります。

各種様式は新潟市ホームページで公表しています。

新潟市 盛土規制法 🔍

表4-5 許可申請に必要な書類①(省令第7条第1項、第2項、細則第4条、第16条)

	書類の名称	内容等	区分		備考
			土地の形質 変更	土石の堆積	
1	工事の許可 申請書	・申請者、工事の概要等を 記載	要 【省令様式 第二】	要 【省令様式 第四】	(省令第7条第1項、第2項)
2	設計者の資 格証明書	・卒業証明書	要 ※備考に記 載の設計を 行う場合	要 ※備考に記 載の設計を 行う場合	・高さが5mを超える擁壁の 設置 ・盛土又は切土をする土地の 面積が1,500㎡を超える土 地における排水施設の設置 (省令第7条第1項第5号)
3		・実務経験証明書			
4		・資格、免許等の写し			
5	構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止 施設の概要 ^(注1) ・構造計画、応力算定及び 断面算定	要 ※備考に該 当する場合	要 ※備考に該 当する場合	・鉄筋コンクリート造、無筋コ ンクリート造の擁壁を設置す る場合(省令第7条第1項 第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31 条)
		・措置の概要、構造計画、 応力算定及び断面計算 等	—	要 ※備考に該 当する場合	・構台等の構造物を設置する 場合(省令第7条第2項第 2号、第32条) ・堆積した土石の周囲にその 高さをを超える鋼矢板等を設 置する場合(省令第7条第 2項第3号、第34条第1 項第1号)
6	地盤、崖面 及び溪流等 における盛 土の安定計 算書	・土質試験その他の調査 結果 ・試験に基づく安定計算書	要 ※備考に該 当する場合	—	・溪流等において、高さ15m を超える盛土をする場合(省 令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4 号) ・市技術的基準で定める規模 を超える盛土をする場合
7	大臣認定擁 壁認定書	・計画条件が認定条件を 満足していることが分か る書類	要 ※備考に該 当する場合	要 ※備考に該 当する場合	・国土交通大臣が法の規定に よる擁壁と同等以上の効力 があると認めるものを設置 する場合(政令第17条)

注1: 崖面崩壊防止施設の概要資料では、擁壁の適用に問題がある理由が分かる資料を添付してください。

表4-6 許可申請に必要な書類②(省令第7条第1項、第2項、細則第4条、第16条)

	書類の名称	内容等	区分		備考
			土地の形質 変更	土石の堆積	
8	工事主の資力・信用に関する書類 ＜共通＞	・資金計画書	要 【省令様式第三】	要 【省令様式第五】	(省令第7条第1項第9号、第2項第7号)
9		・預金(貯金)残高証明書	要 ※備考に該当する場合	要 ※備考に該当する場合	・資金を自己資金で調達する場合(細則第4条第1号、第16条)
10		・融資証明書			・資金を借入金で調達する場合(細則第4条第2号、第16条)
11	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人＞	・住民票又は個人番号カードの写し ^(注2)	要 ※個人の場合	要 ※個人の場合	(省令第7条第1項第7号)
12		・直近3年間の所得税及び個人事業税の納税証明書			(細則第4条第3号、第16条)
13	工事主の資力・信用に関する書類 ＜法人＞	・登記事項証明書	要 ※法人の場合	要 ※法人の場合	(省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ)
14		・役員の住民票又は個人番号カードの写し ^{(注2)(注3)}			(省令第7条第1項第8号ロ、第2項第6号ロ)
15		・事業経歴書			(細則第4条第4号、第16条)
16		・直近3年の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表、法人税・法人事業税の納税証明書			(細則第4条第4号、第16条)
17		・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票又は個人番号カードの写し ^(注2) (これらの者が法人である場合は登記事項証明書)			(細則第4条第5号、第16条)
18		・上記株主の有する株式の数又は出資者の出資の金額が確認できる書類			(細則第4条第5号、第16条)
19	工事施行者の能力に関する書類	・工事施行者の登記事項証明書	要 ※備考に該当する場合	要 ※備考に該当する場合	・盛土等をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等(排水施設を除く)を設置する工事(細則第4条第6号、第16条)
20		・工事施行者の事業経歴書			
21		・工事施行者の建設業許可証明書			

注2:個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの

注3:工事主が法人の場合には、提出を求める役員の範囲として、株式会社における取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者を対象とします。

表4-7 許可申請に必要な書類③(省令第7条第1項、第2項、細則第4条、第16条)

	書類の名称	内容等	区分		備考
			土地の形質 変更	土石の堆積	
22	申請地及び その周辺の 写真	・盛土等をしようとする土地(赤枠で囲むこと)及びその付近の状況を明らかにする写真	要	要	(省令第7条第1項第6号、第2項第4号)
23	盛土等に係 る土地使用 同意書	・許可申請に関連する土地の全ての土地所有者等の同意書	要 【参考様式 第1】	要 【参考様式 第1】	(省令第7条第1項第10号、第2項第8号)
24	土地の公図 の写し	・許可申請に関連する土地の境界(赤枠で囲む) ・工事に関連する土地の地番	要	要	(細則第4条第7号、第16条)
25	土地登記事 項証明書	・許可申請に関連する土地の登記事項証明書	要	要	・申請日より3カ月以内のものであること(細則第4条第7号、第16条)
26	住民への周 知措置を講 じたことを証 する書類	<説明会開催の場合>	要	要	<住民周知の範囲> ・表4-4に示す範囲の考え方参照 (省令第6条、第7条第1項第11号、第2項第9号)
		・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等)			
		<書面配布の場合>			
		・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等			
		<掲示及びインターネットによる場合>			
		・掲示場所が分かる位置図等・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し・URL			
27	土量計算書	・盛土等に使用する土砂等の量の計算書	要	要	・施行地以外から土砂を搬入する場合、予定している土砂の搬入元の名称及び所在地を記入すること
28	誓約書	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約	要 【参考様式 第2】	要 【参考様式 第2】	
29	他法令に基 づく許認可 等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	・協議中の場合は協議録等
30	委任状	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 ※代理人が 申請する場合 【参考様式 第3】	要 ※代理人が 申請する場合 【参考様式 第3】	・代理人連絡先電話番号を記載すること

(3)許可申請に必要な図面

法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、工事の許可申請に必要な図面は表4-8、表4-9のとおりです。なお、必要により、その他の図面の添付を求める場合があります。

表4-8 許可申請に必要な図面①(省令第7条第1項、第2項)

	図面の名称	明示すべき事項	最小縮尺	区分		備考
				土地の 形質変更	土石の 堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000	要	要	
2	地形図	・方位、等高線及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の 平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・擁壁等の位置	1/2,500	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の 断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500	要	—	・高低差の著しい箇所に ついて作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。

表4-9 許可申請に必要な図面②(省令第7条第1項、第2項)

	図面の名称	明示すべき事項	最小縮尺	区分		備考
				土地の形質変更	土石の堆積	
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500	要	－ ※「3土地の平面図」に記載すること	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・排水施設を河川等に接続する場合、接続許可を証する書類を添付すること。
6	排水施設の構造図	・構造詳細図	1/50	要	要	・土石の堆積の場合は、「3土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
7	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50	要	－	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
8	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合は要	
9	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50	要	－	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50	要	－	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50	要	－	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

4-5 書類提出先及び提出部数

新潟市内においては、都市計画課が全ての手続きの窓口です。連絡先等は本手引き最終ページに記載しています。

届出は紙にて、正本1部、副本1部^(注1)を都市計画課に持参又は郵送^(注2)により提出してください。

注1:関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

注2:郵送で提出する場合は、必ず追跡可能な方法(レターパック、簡易書留等)としてください。また、担当者及び連絡先を明記してください。

4-6 標準処理期間

新潟市では、表4-10のとおり標準処理期間を定めています。

表4-10 標準処理期間

許可の種類	標準処理期間
土地の形質変更に関する工事の許可	30 日
土石の堆積に関する工事の許可	14 日

注1:標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。

注2:申請窓口の執務が行われない休日(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)は期間に含まれません。

注3:適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。

注4:標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。高度な安定計算を要する場合等は、標準処理期間を超えて審査を行う可能性が高いため、余裕をもって申請してください。

4-7 許可申請等手数料

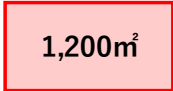
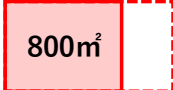
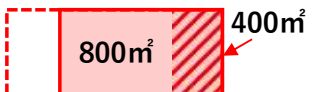
(1) 許可申請等手数料

新潟市では、許可申請に係る手数料を新潟市手数料条例により表4-11及び表4-12のとおり定めています。

表4-11 許可申請手数料

盛土等をする土地の面積	区分	
	土地の形質変更	土石の堆積
(1) 500 m ² 以内	16,000 円	12,000 円
(2) 500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	25,000 円	15,000 円
(3) 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	36,000 円	19,000 円
(4) 2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	50,000 円	22,000 円
(5) 3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	61,000 円	28,000 円
(6) 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	79,000 円	31,000 円
(7) 10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	120,000 円	36,000 円
(8) 20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	190,000 円	46,000 円
(9) 40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	290,000 円	63,000 円
(10) 70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	410,000 円	90,000 円
(11) 100,000 m ² を超えるもの	530,000 円	120,000 円

表4-12 変更許可申請手数料

項目	手数料
(1) 面積の変更なし (設計変更のみ)	従前の面積に対応する金額×1/10 (例) 1200m ² (高さ変更) 36,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 
(2) 面積減少	変更後の面積に対応する金額×1/10 (例) 1200m ² → 800m ² 25,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 
(3) 面積増 (設計変更あり)	従前の面積に対応する金額×1/10 + 増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 1200m ² (高さ変更) + 400m ² 36,000円×1/10 + 16,000円 = 19,600円 
(4) 面積増 (設計変更なし)	増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 1600m ² 16,000円 
(5) 面積増減	(従前の面積－減少分)×1/10 + 増えた面積に対応する金額 (例) 1200m ² → 800m ² + 400m ² 25,000円×1/10 + 16,000円 = 18,500円 

注：最低額は、土地の形質変更：16,000円、土石の堆積：12,000円とする。

最高額は、土地の形質変更：530,000円、土石の堆積：120,000円とする。

(2)手数料の納付方法

手数料は、納入通知書にて下記のいずれかの方法により納付をお願いします。

- ① Pay-easy(ペイジー):金融機関ATMや、インターネットバンキングで納付
※Pay-easy(ペイジー)が利用できる金融機関[新潟市納税課HP]

新潟市 ペイジー 

- ② 金融機関窓口で現金納付

5 工事の許可後における留意事項

5-1 許可の通知

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が盛土規制法で定める基準に適合しているときは許可証を交付します。許可にあたり、工事の施行に伴う災害を防止するため、必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

なお、法第12条第4項、第27条第2項、第30条第4項に基づき、表5-1に記載の許可又は届出に係る情報については、新潟市ホームページにおいて随時公表します。

表5-1 公表する情報

許可案件	届出案件
① 工事主の氏名又は名称	① 工事主の氏名又は名称
② 工事が施行される土地の所在地	② 工事が施行される土地の所在地
③ 工事が施行される土地の位置図	③ 工事が施行される土地の位置図
④ 工事の許可年月日及び許可番号	④ 工事の届出年月日
⑤ 工事施行者の氏名又は名称	⑤ 工事施行者の氏名又は名称
⑥ 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日	⑥ 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ	⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積	⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量	⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

5-2 標識の掲示

法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主、又は第27条1項の届出(特定盛土等規制区域内の小規模工事の届出)をした工事主は、法第49条に基づき、当該許可に係る土地の見やすい場所に、表5-2の事項を記載した標識を掲げる必要があります。

表5-2 標識に記載する事項

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号又は届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日 ⑥ 工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先	・省令第二十三 (土地の形質変更の場合) ・省令第二十四 (土石の堆積の場合)

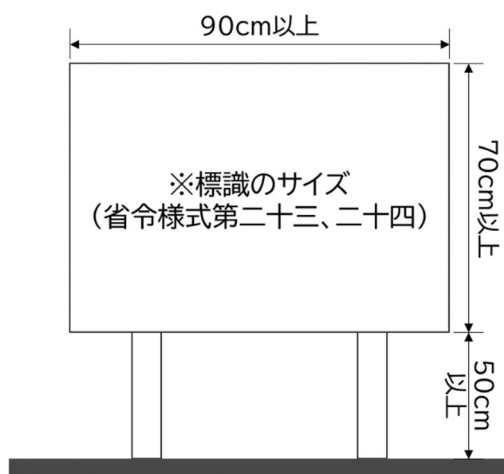


図5-1 標識のサイズ

5-3 検査・定期報告

許可後における工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する検査の受検や報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては、「(4)検査・定期報告時の留意事項」の確認・遵守をお願いします。

(1)中間検査

法第18条第1項及び第37条第1項に基づき、表5-3に記載する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事^(注)を行った段階で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。排水施設設置工事完了から4日以内に、表5-4に記載の書類を添えて申請してください。(工区分け等により複数回に工事が分かれる場合はその都度申請)

中間検査は、工事完了後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事(当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事)は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければなりません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、中間検査合格証の交付を受けた後に次の工程に進むこととなります。

なお、検査日については事前予約制とします。予約がない場合は申請から1週間程度要する場合があります。

注：排水施設の設置の要否は、技術的基準に基づき判断してください。

表5-3 中間検査を要する工事の規模

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
土地の形質変更	① 盛土で高さ 2m 超の崖 ② 切土で高さ 5m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行う高さ 5m 超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ 5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超(①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内
土石の堆積	不要		

表5-4 中間検査に係る提出書類

	書類の名称	様式	内容
1	工事の中間検査申請書	省令第 第十三	(省令第 46 条、第 76 条)
2	平面図	-	検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの
3	中間検査手数料の領収書の写し ※みなし許可の場合のみ必要	-	手数料を振り込んだことがわかるもの ※手数料の納入通知書について事前に都市計画課への作成依頼が必要です

(2)定期報告

法第19条第1項及び第38条第1項に基づき、工事の進捗状況等について、3カ月ごとに定期報告書を用いて報告を行う必要があります。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

新潟市では、定期報告の提出期限を月末とします。最初の提出は、許可があった日から3カ月目にあたる日までのうち、最後の月の末日までに提出してください。提出書類は表5-6に記載のとおりです。

<定期報告日の例>

・許可日：4月15日 → 最初の定期報告：6月末日まで → 2回目の定期報告：9月末日まで

表5-5 定期報告を要する工事の規模と報告事項

行為	定期報告を要する規模	報告事項
土地の形質変更	① 盛土で高さ 2m 超の崖 ② 切土で高さ 5m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行う高さ 5m 超の崖(①、②を除く) ④ 盛土で高さ 5m超(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超(①～④を除く)	報告時点における盛土、切土、擁壁等の工事施行状況
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 m ² 超 ②堆積の面積 3,000 m ² 超(①を除く)	報告時点における土石の堆積の工事施行状況(空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む。)

表5-6 定期報告に係る提出書類

	書類の名称	様式	内容	備考
1	定期報告書	細則第 8	報告時点における盛土又は切土の高さ・面積・土量・工事施行状況	土地の形質変更の場合(細則第 11 条第 1 項、第 23 条第 1 項)
		細則第 9	報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量	土石の堆積の場合(細則第 11 条第 2 項、第 23 条第 2 項)
2	申請地及びその周辺の写真	-	報告の時点における盛土等をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
3	進捗が確認できる図面等	-	・申請時の提出図面で工事施行済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示	
4	土砂搬入報告書	参考第5	土砂を発生させた者、土砂の発生理由、発生した土地の所在、搬入した土砂の性状・土量・期間を記載したもの	工事施行地以外から土砂を搬入した場合

(3)完了検査・確認申請

法第17条第1項、第4項、及び第36条第1項、第4項に基づき、工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、土地の形質変更に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事については確認申請に基づく確認^(注)を受ける必要があります。工事完了から4日以内に表5-7に記載の申請書を提出してください。

なお、検査日については事前予約制とします。予約がない場合は申請から1週間程度要する場合があります。

注：土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかを確認します。

表5-7 完了検査・確認申請に係る提出書類

	書類の名称	様式	備考	申請時期
1	完了検査申請書	省令第九	土地の形質変更の場合 (省令第40条、第70条)	工事完了から 4日以内
2	確認申請書	省令第十一	土石の堆積の場合 (省令第43条、第73条)	

(4)検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実にいき、その実施に当たっては、特に次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- ② 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の工事施行状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。
- ③ 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。(申請書の提出前から調整のうえ検査日予約可)
- ④ 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- ⑤ 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- ⑥ 土石の堆積の定期報告は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- ⑦ 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

5-4 変更許可申請

(1) 変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするとき^(注)は、法第16条第1項及び第35条第1項に基づき、新潟市長の許可が必要となります。表5-8に記載の書類を添えて申請してください。

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、表4-12に示す手数料の納付が必要となります。納付する金額については、事前に確認してください。

注：許可を受けた工事を、完了しないまま廃止する場合も変更許可申請が必要となります。現地状況を確認する必要がありますので、都市計画課にご相談ください。

表5-8 提出が必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	変更許可申請書	省令第7	土地の形質変更の場合 (省令第37条第1項、第67条第1項)
		省令第8	土石の堆積の場合 (省令第37条第2項、第67条第2項)
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	-	変更箇所を明示すること。 (細則第8条、第20条)
3	盛土等に係る土地使用同意書	参考第1	計画の変更点を土地所有者等に説明し、同意を得ること。 (細則第8条、第20条)

(2) 軽微な変更に関する届出

表5-9に記載する軽微な変更をしようとするときは、「5-4(1) 変更許可申請」は不要ですが、表5-10の届出書によりすみやかに新潟市長へ届け出る必要があります。

表5-9 軽微な変更の届出が必要な事項

	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあっては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

表5-10 提出が必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	軽微な変更届出書	細則第5	(細則第9条、第21条)

6 その他手続きを要する工事

6-1 特定盛土等規制区域における小規模工事の届出

(1)届出に必要な書類

「特定盛土等規制区域」において、8ページの表2-2において[青文字](#)で示した規模を超える工事を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、新潟市長への届出が必要となります（表2-2において[赤文字](#)で示した規模を超える工事を除く）。当該工事に着手する日の30日前までに表6-1に記載の書類を添えて届け出てください。

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

表6-1 特定盛土等規制区域における小規模工事の届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の届出書	省令第十九	土地の形質変更の場合 (省令第58条第1項)
		省令第二十	土石の堆積の場合 (省令第58条第2項)
2	届出地及びその周辺の写真	-	盛土等をしようとする土地(赤枠で囲むこと)及びその付近の状況を明らかにする写真
3	住民票又は個人番号カードの写し	-	・工事主が個人の場合 ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの
4	法人の登記事項証明書	-	・工事主が法人の場合
5	役員の住民票又は個人番号カードの写し	-	・工事主が法人の場合 ・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの ^(注)
6	その他、添付を要する図面	-	・「4-4(3) 許可申請に必要な図面」と同 ・工事の届出書に記載の数字の根拠を示すこと
7	委任状	参考第3	・代理人が申請を行う場合 ・代理人連絡先電話番号を記載すること

注：工事主が法人の場合には、提出を求める役員の範囲として、株式会社における取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者を対象とします。

(2)標識の掲示

工事の届出をした工事主は、「5-2 標識の掲示」により標識を掲げなければなりません。

(3)工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに、表6-2に記載の書類を添えて新潟市長へ届け出る必要があります。

なお、許可対象規模に計画が変更される場合には、変更届出ではなく、許可申請が必要となります。

表6-2 変更届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の変更届出書	省令第 二十一	土地の形質変更の場合 (省令第 61 条第1項)
		省令第 二十二	土石の堆積の場合 (省令第 61 条第 2 項)
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	-	当該変更に係る事項の新旧を対照したもの とすること。

(4)工事の完了届

届出をした工事が完了したときは、表6-3に記載の書類を添えて、すみやかに新潟市長へ届け出る必要があります。

表6-3 完了届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の完了届	細則 第 10	(細則第 14 条)
2	届出地及びその周辺の写真	-	盛土等を行った土地及びその付近の状況を撮影したもの

6-2 擁壁等の全部または一部の除去工事の届出

(1)届出に必要な書類

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、表6-4の工事を行う場合には、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、新潟市長への届出が必要となります。当該工事に着手する日の14日前までに表6-5の書類を添えて届け出てください。

表6-4 届出を要する除去工事

届出の必要な除去工事
<次の全部又は一部の除去工事を行う場合> ① 擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2mを超えるもの ② 地表水等を排除するための排水施設 ③ 地滑り抑止ぐい等

注：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可(「4 工事の許可申請等」参照)を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出(「6-1 特定盛土等規制区域における小規模工事の届出」参照)をしたものは除きます。

表6-5 擁壁等の除去工事の届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令 第十七	(省令第 55 条、第 85 条)
2	委任状	参考 第3	・代理人が申請を行う場合 ・代理人連絡先電話番号を記載すること

(2)工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、新潟市長へ届け出る必要があります。当該変更後の工事に着手する14日前までに表6-6に記載の書類を添えて届け出てください。

表6-6 変更届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	擁壁等に関する工事の変更届出書	細則 第 12	(細則第 13 条第 2 項、第 15 条第 4 項)

(3)工事の完了届

届出をした工事が完了したときは、表6-7の届出書により、すみやかに新潟市長へ届け出る必要があります。

表6-7 完了届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	工事の完了届	細則 第 10	(細則第 14 条)

6-3 公共施設用地の転用に関する届出

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者^(注)は、法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項の規定に基づき、新潟市長へ届け出る必要があります。その転用した日から 14 日以内に、表 6-8 に記載の書類を添えて届け出てください。

注：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（「4 工事の許可申請等」参照）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（「6-1 特定盛土等規制区域における小規模工事の届出」参照）をしたものは除きます。

表 6-8 届出に必要な書類

	書類の名称	様式	備考
1	公共施設用地の転用の届出書	省令第十八	(省令第 56 条、第 86 条)
2	委任状	参考第3	・代理人が申請を行う場合 ・代理人連絡先電話番号を記載すること

6-4 区域指定日をまたぐ工事に関する届出

別冊「新潟市域における届出の手引き(区域指定日をまたぐ工事の届出)」を参照してください。

7 事例紹介

民間事業において、よくある事例を Q&A 形式でまとめました。

(1) 窪地を埋め立てる工事は規制対象となるか。

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものと考えます。

ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になるものと考えます。

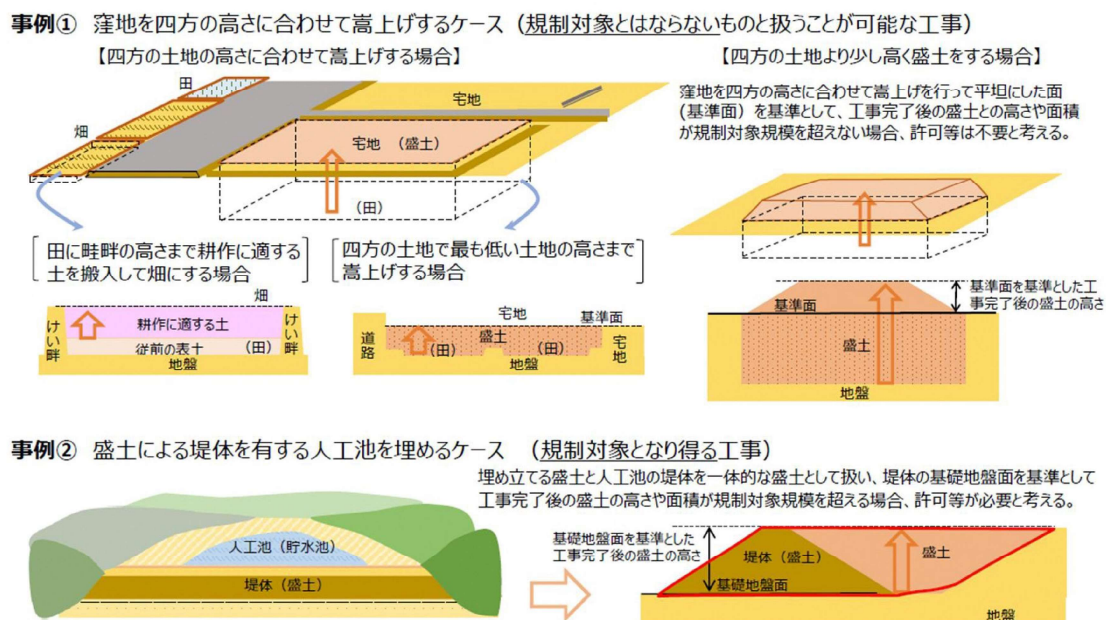


図 7-1 窪地における盛土の規制要件の考え方

(2) 既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、対象となる盛土規模はどのように考えるべきか。

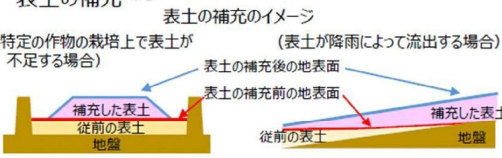
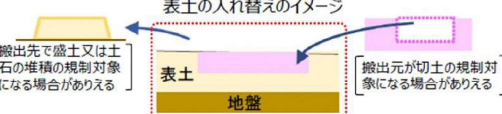
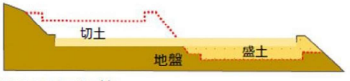
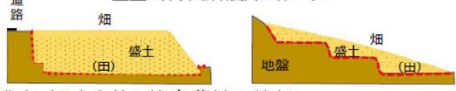
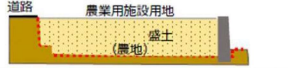
個々のケースにより判断しますが、一体的な盛土と判断される場合には規制対象となります。不明点があれば都市計画課にご相談ください。

(3) 規制対象外となる「通常の営農行為」には、田畑転換や樹園地における行為も該当するか。

田を畑にする田畑転換は、盛土をして地盤の嵩上げを行う場合や表土の補充のみを行って盛土はしない場合などがあるため、個別に判断することになります。規制対象規模の盛土をして田を畑にする場合には、通常の営農行為には該当せず、規制対象になります。

また、樹園地においては、樹木の改植、法面や耕作道の維持管理行為等が通常の営農行為に該当すると考えられます。

判断に迷う場合には、農業委員会(電話番号:025-382-4964)にご相談ください。

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※2
行為の例	➤ 耕起、代かき、整地、畝立て ➤ けい畔の新設・補修・除去 ➤ 土壌改良材(基肥、たい肥等)の投入 ➤ 表土の補充※1 表土の補充のイメージ (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合) (表土が降雨によって流出する場合)  ➤ 表土の入れ替え 表土の入れ替えのイメージ  ➤ 農業用暗きょ排水の新設・改修 ➤ 樹園地における樹木の改植 ➤ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)	➤ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ほ場の大区画化・均平のイメージ  ➤ 盛土を伴う田畑転換 盛土を伴う田畑転換のイメージ  ➤ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➤ 農道の整備 農道の整備のイメージ  ➤ 農業用施設用地の整備 農業用施設用地の整備のイメージ 
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	

※1:表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないものは「通常の営農行為」として規制対象外。

※2:土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令第8条第1号)は許可不要。

表2-1及び表2-2の⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は許可及び届出不要です。

図 7-2 通常の営農行為等の例示

(4) 工事用道路や管理用道路は、公共施設用地「道路」の造成として規制対象外と扱えるのか。

盛土規制法の公共施設用地として規制対象外となる道路は、国又は地方公共団体が管理又は監督するものです。このため、民間事業によって造成される工事用道路や管理用道路は、規制対象となります。たとえ道路土工構造物技術基準や林道技術基準等の技術基準に則った造成であっても、国又は地方公共団体が管理又は監督するものでなければ、盛土規制法の公共施設用地として規制対象外となる道路とは認められません。

なお、工事の期間中、一時的に工事用道路を設置する場合には、表 2-5 に記載の「工事の施行に付随して行う土石の堆積」に該当すると考えられるため、許可不要と扱って差し支えありません。

新潟市 都市政策部 都市計画課

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
古町ルフル5階

電話番号:025-226-2825

FAX 番号:025-229-5150

メールアドレス:tokei@city.niigata.lg.jp